

総務企画常任委員会

令和4年6月13日（月）

総務企画常任委員会

定例会名 令和4年第2回定例会
招集日時 令和4年6月13日（月） 午前10時
招集場所 議場

出席委員 7名
委員長 藤田 尚美
副委員長 遠藤 憲子
委員 黒木 のぶ子
〃 石原 幸雄
〃 市川 圭一
〃 諸橋 太一郎
〃 北島 登

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本 昌司
総務部長 飯野 喜行
議会事務局長 野口 克己
総務部次長兼人事課長 本多 聡
税務課長 晝田 典義
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者
書記 椎塚 幹雄

令和４年第２回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

議案第 ２２号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 ２３号 専決処分の承認を求めることについて

決議案第 ３号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について

意見書案第６号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

午前１０時００分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、総務部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、税務課長、庶務議事課長であります。書記として、椎塚さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 22号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 23号 専決処分の承認を求めることについて

決議案第 3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について

意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第22号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第22号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 税務課晝田です。よろしくお願いいたします。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和4年度税制改正により地方税法等が改正され、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、牛久市税条例の一部について、令和4年4月1日施行分に限り専決処分による改正を行いましたので、承認を求めるものです。

主な改正点は、固定資産税に関するものになります。

1点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置についてです。景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、商業地等の土地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする特別な措置を講じました。対象となる商業地等の土地とは、店舗や事務所、工場などの敷地のほか、更地や駐車場の雑種地となります。住宅の敷地や農地、山林などは対象外となっております。

2点目は、固定資産税の課税標準の特例措置についてです。土地に対する特例と事業用の償却資産に対する特例の2件になります。

1件目は、特定都市河川流域において浸水被害の防止及び軽減を目的に、貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を、最初の3年間に限り4分の3とする特例措置を創設いたしました。

2件目は、既存の下水道除害施設に対する特例に代えて、特例の対象となる資産を、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の事業場等において、供用開始日前から事業を行う者が設置した除害施設に限定し、償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を4分の3から5分の4に変更した上で、適用期限を令和6年3月31日まで延長いたしました。

そのほかの改正につきましては、今年度の税制改正により市税条例において引用している地方

税法等が改正されたことによる条項、文言の整理となります。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第22号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、議案第22号について数点お尋ねしたいと思います。

今、課長の説明であります、市税条例の改正が行われていろいろな条件等が変わったということなんですが、一つの資料として、2021年度の固定資産では1年限りの特例として2020年度の税制に据え置かれていたという、こういうこともちょっとあるんですが、そういうところが牛久でどのような影響があったのかということ。今回の改正によりまして、住宅地については延長されないということで終わってしまったということなんですが、これによりまして市民の方、土地、家屋を持っている人たちにどのような影響が出ているのか。当初予算の編成でやっぱり増収を見込んでいるんですけれども、その辺の詳しい内容を伺いたいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 副委員長の御質問にお答えします。

副委員長がおっしゃってございましたように、昨年度の改正で、令和3年度については、令和2年度の税額に全ての土地について据え置くという改正がありました。昨年度は、固定資産税、都市計画税を合わせて400万円ほどの減収、令和3年度するときには影響が出ております。今回は住宅用地を除きまして商業地等だけ、もともとが昨年度の改正のときには1年度限りということだったんですが、今回、国のほうで景気回復に万全を期すためという理由で、商業地等については半分にすると。今回の改正で、牛久市内への影響は、これは次の議案第23号で都市計画税についても同様の改正があるんですが、合わせて64万円ですか。市全域で64万円の減収、固定資産税が53万円、都市計画税が11万円の減収となっております。

あとは最後に、予算の見込み、最終的に決まったのは年度末だったんですが、そういう改正があるということだったので市全体では増収と見込んでおりますが、今回の改正の影響が僅かということもありまして、当初の予算等見込みに変更はないものと考えております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 当初予算のところを、令和4年度の予算の概要を見ますと、前年比で2.2%、約1億500万円の増を見込んでいると書いてあったものなので、そうしますと、この辺の計算というのが土地とか償却資産も入っていたのかな。ちょっとその辺もう少し詳しく伺いたいと思います。

それと、商業地については、要するに今までの負担調整が行われるということなんですが、この内容をもう少し詳しく伺いたいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 お答えします。

固定資産税の全体の増収の理由なんですけれども、去年はコロナによって収入が減少した方へ

の減額ですか、そういったものがありましたので、そちらがなくなったということ。

あとは、今1億2,000万円という話ですが、あとは償却資産ですね、こちらも企業の設備投資や何かが多少あるということを見込んでおりまして、そういった数字で見込んでおります。

あとは、商業地の負担調整ですけれども、通常これは評価額の70%を課税標準として計算をするようになっております。今の時点では、評価額の60%に達していない土地につきましては、評価額の5%ずつ、毎年、その評価額の70%に近づけていくという計算方式になっているんですが、そこを半分の2.5%にしようという改正ですね。今回はそういった改正になっております。

○藤田委員長 以上で、議案第22号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第23号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第23号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 続きまして、議案第23号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和4年度税制改正により地方税法等が改正され、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、牛久市都市計画税条例の一部について、こちらも同様に、令和4年4月1日施行分に限り専決処分による改正を行いましたので、承認を求めるものになります。

改正の内容につきましては、固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税の負担調整措置及び貯留機能保全区域の指定を受けた土地について特別な措置を講ずる改正を行いました。

そのほかの改正につきましては、今年度の税制改正により地方税法等が改正されたことによる条項、文言の整理となります。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第23号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 この間、私もその辺がちょっと分からなかったのですが、市街化区域の皆さん、今、住宅地ですよ、いわゆる。そこの固定資産税が上がったというようなことを言われたんですが、私、あんまりそういうの関係ない中で、今回のこういうコロナの影響で減額というふうなので、そんなことありませんよね。ちょっとその辺が私も分からなくて、何とも答えることができなかったんですが、場所によってそういうふうなことがあるんですか。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 お答えします。

固定資産税、都市計画税が上がる要因といたしましては、もちろん、現況地目を変えられた場合は、宅地とか雑種とかに変わった場合は上がるかあると思います。

あとは、牛久市内においては、これは地域によって異なるんですけれども、地価のほうは、土地の価格ですね、上昇している地域は若干、ほぼ横ばいか下落なんですけれども、そういったところにつきましては、先ほどお話ししたように負担調整措置というものがあって、毎年少しずつ、

ただ、それも何万円とかという単位ではないかと思うのですが、御負担上がるということはあるかと思います。

あともう一つは、住宅を建築されてから何年間かは軽減を受けているというものもありますので、そういった形で、個別の要因で税額が上がったという方がいらっしゃるかもしれないですが、ちょっと細かいところはそれぞれの方の内容を見てみないと分からないとは思いますが。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 といいますと、やはり上がっている場合もあるということでよろしいわけですね。こちらとしては、そのように聞かれたんだけど、全然、こちらもコロナで減額するという、全体で捉えていたもので、聞かれても何とも答えることができなかったんですが、今、課長の御答弁のように考えれば、そういう方もいるという認識でいいわけですね。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 はい、今の委員のおっしゃるとおりで大丈夫だと思います。

もし御質問があれば、税務課のほうにおいていただけるようにお伝えいただければと思います。

○藤田委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました執行部提出議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第22号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。お疲れさまでした。

次に、決議案第3号、ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議についてを議題といたします。

決議案第3号について意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、決議案第3号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、決議案第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

決議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第6号について意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは述べたいと思います。

今、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書なのですが、ロシアとか今のウクライナの戦争をやっぱり目の当たりにしまして、やはり戦争では多くの被害を生み出すだけで、憎しみを増大させて何も生み出さないということを、私たちも日々感じさせられております。戦争では本当に解決できないで、この文書にもあるように、国連を中心とした総会の中で条約が発効しましてから約1年が過ぎておりますが、なお世界中では核兵器が約6,000発という、本当に常にそういう核兵器の脅威にさらされている現状だと思います。戦争で、軍事対軍事とかそういうものでは解決できないし、まして今、核兵器を使用するとか、そういうような示唆とか、そういうことも発言をするような状況の中では、話し合いでもって解決できる、そして唯一の被爆国である日本がそのリーダーとなってリーダーシップを発揮するという内容のこの意見書に賛成をいたします。

○藤田委員長 以上で、意見書案第6号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により委員長が本案に対して裁決いたします。委員長は否と裁決いたします。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は、委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時18分閉会